

2017年版 包括外部監査の通信簿 結果発表

全国市民オンブズマン連絡会議

包括外部監査評価班

代表 弁護士 光成 卓明

1. 「通信簿」の目的

(1) 平成11年度の地方自治法改正により、中核市以上の自治体に、弁護士や公認会計士など「外部監査人」による「包括外部監査」が義務づけられた。この外部監査人が市民のための自治体の「お目付役」となれるのか、それとも従前の監査委員の「屋上屋」や「税の無駄遣い」になってしまうのかは、それを見る市民自身の「監査」の力によるものである。全国の自治体の財政をはじめとする行政の刷新と改善にどれだけ役立つのかを注目し、平成11年度以来、包括外部監査の報告について市民オンブズマンによる通信簿を作成した。

(2) さらに、全国の包括外部監査実施自治体の監査報告の活用度を調査した。具体的には平成25年度の監査報告書の結果(指摘事項・意見)について当該自治体がどのように措置をしたかを評価する通信簿も作成した。監査委員らに通知している措置の公表されたものを中心に①措置の速さ、②逐一の指摘事項や意見への対応措置の記載の明確性、③市民に対する説明責任を果たしている程度について評価した。これにより自治体が包括外部監査をどう活用したかが判る通信簿となった。

2. 「包括外部監査評価班」について

全国市民オンブズマン連絡会議に加盟する各市民オンブズマンのメンバー有志18名。弁護士・公認会計士・税理士・市民オンブズマン活動家らで構成している。

3. 評価対象

(1) 平成28年度包括外部監査実施全自治体 122自治体(47都道府県、20政令市、48中核市、7条例制定自治体)の全監査報告書 128テーマ

(2) 平成26年の包括外部監査実施自治体(119自治体)の監査報告書(127テーマ)に対する実施自治体(行政当局)の措置通知等(原則として平成29年6月1日までに我々に提出されたもの)の対応状況

4. 評価の手順と基準

(1) 包括外部監査報告書

包括外部監査は地方公共団体の事務の①真実性、②適法性、③有効性、④効率性、⑤経済性の調査と充実度の観点から監査することになっている。それら監査報告書を、相対比較、対象の難易度を含め、批判的に評価し、かつ各監査報告書を複数人が確認し、評価の客観化に努めた。そして、共通の対象テーマごとに相対比較も行った。

- ① 対象の選定は適切で監査結果は活用度があるか
 - i 具体的な目的根拠があって対象が選定されているか。
 - ii 監査テーマと結果は自治体が採用する有効性を持っているか。
 - iii 行政の改善の方向が具体化されているか。
- ② 監査が充実し、評価が適切であるか
 - i 新しい問題意識・発見があるか。
 - ii 事実及び実態が正しく把握されているか。
 - iii 適法性の監査について充実・適切であるか。
 - iv 3E監査について具体的な対象への適用とチェックがあるか。
 - v テーマの数だけでなく質の高さがあるか。
 - vi 行政結果の追認に終わっていないか。
- ③ 報告書・意見書は判りやすいか
 - i 市民が読んで判る記述になっているか。
 - ii 問題点や意見要点が明確に指摘されているか。
 - iii 専門用語などは解説・注釈があるか。
 - iv データや表も判りやすいものか。

全監査報告書を検討の結果、有用性の高いものに「活用賞」、さらに特に優れたものに「優秀賞」、そしてその中の最優秀監査報告書に「オンブズマン大賞」を贈り、逆に欠点が目立ち是非改善してほしい監査には「改善要望」を出すことにした。

(2) 自治体の措置対応

包括外部監査報告書の結果について、自治体(行政当局)がどのような措置をとり、市民に公表しているかについて①措置通知公表の速さ、②逐一の指摘事項や改善のための意見について対応措置の内容の明確性、③市民に対する説明責任を果たしているかの3点に注目し、各①～③につき個別評価した上で、②③をより重視して、総合評価として、

- A…「良」
- B…「普通(さらに改善は望まれるが)」
- C…「改善を要する」
- D…「悪く、抜本的に改善を要する」
- E…「ゼロ評価 最悪で失格」

の5段階評価をした。

ちなみに、①公表の速さは、報告書提出期限(平成27年3月31日)から、一部でも平成27年9月30日まで(半年内)に公表しているものをA、平成28年3月31日まで(1年以内)をB、平成29年3月31日(2年以内)をC、平成29年4月1日以降(2年超)をDとした。29年6月1日現在確認できないものはおよそ評価も不可能なほど悪いものと考え、Eのランク付を行った。(ただし、本来Eランクとなるところ、6月以降でも措置公表があることが判れば配慮し、Dランクにした。)

次に②記載の明確性は、報告書提出期限(平成27年3月31日)から、2年以上を経て指摘事項、意見の全てに措置・対応がとられているものをA、指摘事項はもれなく意見はほぼ半分以上について措置対応が書かれているものをB、指摘事項に漏れ、意見の多くについて書かれていないものをC、指摘事項の半数以上が漏れているものをD、最終的に措置公表のないものはEとした。

さらに、③説明責任は内容が市民に分かるよう詳しく書いているものをA、改善はされるべきだが相当の説明をしているものをB、説明不十分のものをC、およそ説明になっていないものをDとし、最終的に措置公表や説明の全くないものはEとした。

上記①②③の評価は、その自治体が外部監査を活用し市民に対する説明責任を果たすという価値付けでは重さが異なり、①より②は2倍、さらに③は②の3倍の価値があるとして総合評価をすることにして、A～Eの評価をした。

5. 評価結果

(1) 包括外部監査報告書の評価結果

- ① 平成28年度の各自治体の包括外部監査テーマ及びその評価は別紙一覧のとおりである。

優秀賞2自治体2テーマ(うちオンブズマン大賞2自治体2テーマ)、活用賞25自治体27テーマであり、一方、改善要望14自治体16テーマであった。

「オンブズマン大賞」

今回は「オンブズマン大賞」は、青森県(公認会計士 倉成 美納里氏)と岐阜市(弁護士 芝 英則氏)の各監査人に贈る。2017年9月2日・3日に和歌山県民文化会館で行う「第24回全国市民オンブズマン和歌山大会」にて授賞式を行う。

② 「オンブズマン功労賞」について

平成26年度から平成28年度まで3年連続同一自治体での活用賞以上を受賞した監査人には、「オンブズマン功労賞」を贈呈することとした。受賞者は次の3名である。

26・27・28年度 青森県包括外部監査人 公認会計士 倉成 美納里氏
 滋賀県包括外部監査人 公認会計士 村尾 慎哉氏
 岐阜市包括外部監査人 弁護士 芝 英則氏

(2) 自治体の措置対応の評価結果

各自治体の平成26年度包括外部監査への措置対応に対するA～E評価は別紙「包括外部監査について自治体の活用度評価一覧表」のとおりである。

総合評価の結果、Aランクになったのは、青森県、秋田県、岐阜県、東京都、神奈川県、大阪府、徳島県、山口県、愛媛県、札幌市、盛岡市、岐阜市、豊田市、大津市、豊中市、松山市、久留米市、宮崎市、那覇市、北海道伊達市、東京都町田市、岐阜県羽島市、大阪府八尾市の23自治体である。

措置評価のうち総合D評価の自治体に対してはイエローカードを宣し、E評価についてはレッドカードを宣す。本年では、福山市が、本年度は何らの措置公表もなされておらずE評価であり、措置公表ワースト候補であり、改善を要望する。また、5年連続で総合D以下の評価の11自治体(鹿児島県、仙台市、さいたま市、横浜市、京都市、郡山市、富山市、姫路市、倉敷市、福山市、長崎市)に対し、改善を求める要望書

6 インターネットを用いた市民からの幅広い寄付で冊子が完成

当評価班はボランティアで運営されているが、班員の旅費や印刷代などは冊子販売費だけではまかなえず赤字が続いていたため、評価班の解散も検討された。状況を改善するため今回のイエローブック製作にあたりインターネットで支援金を求めるクラウドファンディング「READY FOR?」の協力を得て広く市民に支援を求めたところ、「READY FOR?」以外にも含めて合計で139名、1,221,500円もの支援をいただくことができ、冊子発行が可能となった。感謝申し上げるとともに、寄付者氏名を巻末に掲載した。

7 冊子販売について

上記評価の詳細を記載し、全包括外部監査報告書を収録したDVDを付録に付けた冊子を5,000円(税込)で販売している。申し込みは全国市民オンブズマン連絡会議のウェブから可能である。
<http://www.ombudsman.jp/> 外部監査人だけでなく、役所をチェックする議員や、市民オンブズマン、研究者、マスコミからも大好評を得ている。ぜひ購入して、他自治体でのチェック項目を自分が住む自治体のチェックに活用していただきたい。

平成28年度 包括外部監査テーマ 評価順一覧表

都道府県	包括外部監査のテーマ	評価
青森県	青森県の食育及び食品ロスに関する施策及び事業の財務事務の執行について	オンブズマン大賞
岐阜市	岐阜市の債権	オンブズマン大賞
宮城県	地方独立行政法人宮城県立こども病院の財務に関する事務の執行及び事業の管理について	活用賞
栃木県	子育て支援関連事業及び高齢者支援関連事業に係る財務事務の執行について	活用賞
群馬県	県単独補助金に関する事務の執行について	活用賞
千葉県	知事部局が所管する事務のうち、社会福祉、環境保全及び産業育成等の施策に基づく諸制度において発生する税外収入未済金の管理に係る事務	活用賞
東京都	建設局の事業に関する事務の執行について	活用賞
神奈川県	財政的援助団体等に関する財務事務の執行について	活用賞
山梨県	業務委託に関する事務の執行について	活用賞
岐阜県	産業振興施策に関する事務の執行及び事業の管理	活用賞
滋賀県	試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について	活用賞
鹿児島県	鹿児島県の産業・雇用施策に関する事業の管理及び財務事務の執行について	活用賞
千葉市	①介護保険事業における財務に係る事務の執行について	-
	②社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課等の事務の執行について	活用賞
川崎市	小学校・中学校及び特別支援学校に関する財務事務の執行について	活用賞
相模原市	補助金に係る財務に関する事務の執行について	活用賞
静岡市	子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について	活用賞
浜松市	業務委託に関する事務の執行について	活用賞
熊本市	市有財産(不動産)の有効活用について	活用賞
八戸市	委託事業にかかる財務事務の執行について	活用賞
宇都宮市	宇都宮市教育委員会の事務の執行及び事業の管理について	活用賞
八王子市	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について	活用賞
	①取り分け、市民又は第三者の義務ないし負担に係る事項を規律する場合の定めと業務執行について	
高槻市	②取り分け、保健所業務に係る要綱の定めと業務執行について	活用賞
	子ども・子育て支援に関する事務の執行について	
倉敷市	保健福祉局における高齢者福祉、障がい者福祉及び児童福祉に関する事務の執行について	活用賞
久留米市	久留米市教育委員会の財務に関する事務の執行について	活用賞
大分市	大分市における教育及び保育に関する事業について	活用賞
宮崎市	外部委託の事務の執行について	活用賞
那覇市	外部委託契約の事務の執行について	活用賞
東京都江東区	道路、河川、公園等の維持管理等に係る財務事務の執行について	活用賞
北海道	北海道市場化テストによる外部委託に関する財務事務の執行について	-
岩手県	企業局の財務事務の執行及び経営管理について	-
秋田県	秋田県の学校教育振興に関する事務について	-
茨城県	土木部の道路行政に関する財務事務及び関連団体の経営管理について	-
埼玉県	病院事業(県立4病院及び総合リハビリテーションセンター)における財務事務の執行及び経営に関する事業の管理について	-
新潟県	県税の賦課徴収に係る財務事務の執行及び管理の状況	-
富山県	港湾事業の業務の執行及び管理について	-
石川県	学校教育、社会教育及びスポーツ振興行政に関する財務事務の執行及び事業の管理について	-
福井県	試験研究機関の財務に関する事務の執行について	-
長野県	産業人材を育成するための機関及び諸施策について	-
愛知県	県税の賦課徴収等に係る財務事務について	-
三重県	公の施設の管理運営及び指定管理者の事務の執行について	-
京都府	受託事業等に係る財務事務の執行について	-

都道府県	包括外部監査のテーマ	評価
大阪府	環境農林水産部を中心とする「環境」「防災・危機管理」に関する事業の執行及び財務事務並びに環境農林水産部が所管する地方独立行政法人・出資法人の経営事業管理	-
兵庫県	兵庫県病院局が所管する県立病院に関する財務事務の執行及び経営に関する事業の管理について	-
奈良県	流域下水道に関する財務事務の執行について	-
和歌山県	基金に関する財務事務について	-
島根県	県立高等学校及び特別支援学校に係る財務事務の執行及び運営の管理について	-
広島県	県有施設の運営及び維持管理について	-
山口県	山口県における高齢者施策に係る財務事務の執行について	-
香川県	香川県が保有・管理する財産とそれに関連する事務	-
高知県	知事部局が所管する補助金に関する事務の執行について	-
福岡県	商工振興施策に係る財務事務の執行及び事業の管理について	-
佐賀県	委託に関する事務の執行について	-
長崎県	観光振興及びこれに関連する事業について	-
熊本県	県の特別会計に係る事務の執行及び事業の管理について	-
大分県	健康・医療・高齢者福祉行政に係る事業について	-
沖縄県	子ども生活福祉部の事業に係る事務の執行及び管理の状況について	-
札幌市	清掃事業について	-
仙台市	水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について	-
さいたま市	危機管理に関する財務事務の執行について	-
横浜市	交通事業について	-
新潟市	財務部債権管理課の事務の執行	-
名古屋市	保育所を中心とした保育事業の財務事務について	-
京都市	教育関連事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について(関連する施設・外部団体を含む)	-
大阪市	区役所に関する財務事務の執行について	-
堺市	消防事業に関する財務事務の執行について	-
神戸市	公共施設等の有効活用及び管理状況について	-
岡山市	子育て世代に対する行政支援について	-
北九州市	教育委員会における財務事務の執行について	-
福岡市	①基金の管理と運用について	-
	②福岡市モーターボート競走事業に係る事務の執行及び管理について	-
函館市	指定管理者制度に関する事務の執行について	-
旭川市	水道事業及び下水道事業の財務事務の執行及び事業の管理について	-
青森市	商工費に関する事務の執行について	-
盛岡市	水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について	-
秋田市	上下水道局(主として水道事業会計)に関する内部統制システムの有効性について	-
郡山市	市街地開発事業の財務事務の執行について	-
いわき市	高齢者保健福祉施策及び介護保険事業に関する事務の執行について	-
前橋市	市税に関する事務の執行及び学校給食費の徴収事務・債権管理について	-
高崎市	基金の管理及び運用に関する事務の執行について	-
川越市	防災・危機管理の事業に関する事務の執行について	-
越谷市	越谷市立病院の財務事務の執行及び事業の管理について	-
船橋市	道路に関する事業の管理及び財務事務の執行について	-
柏市	保健所における財務事務について	-
横須賀市	市民の健康維持、増進、改善に係る地域保健行政の事務の執行について	-
富山市	第3セクターの財務に関する事務の執行について	-
長野市	長野市における補助金等の事務の執行について	-
岡崎市	情報システムの財務に関する事務の執行及び情報セキュリティ等の管理体制について	-
豊田市	市税及び国民健康保険税に関する財務事務の執行について	-
大津市	大津市企業局の所管する水道・ガス事業の事務の執行及び事業の管理について	-
豊中市	豊中市病院事業の財務事務の執行等について	-

都道府県	包括外部監査のテーマ	評価
枚方市	市立ひらかた病院の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	-
東大阪市	行政財産の使用許可及び普通財産の貸付に関する財務事務について ~台帳管理の状況を含む~	-
姫路市	生涯学習部における財務事務等の執行	-
尼崎市	指定管理者制度について	-
西宮市	過年度包括外部監査の結果及び意見に対する措置状況について	-
奈良市	補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について	-
呉市	補助金等にかかる事務の執行について	-
下関市	子ども・子育て支援事業に係る事務の執行について	-
松山市	観光振興に係る事業の運営管理及び財務事務の執行について	-
高知市	上下水道事業に関する事務の執行について	-
長崎市	補助金等に関する事務の執行について	-
佐世保市	①佐世保市におけるいじめ問題に対する諸施策について	-
	②佐世保市における市役所職員等の労働環境(セクシャルハラスメント、パワーハラスメント防止対策及びメンタルヘルス対策の実施状況等を中心として)	-
鹿児島市	鹿児島市の高齢者福祉及び介護保険事業にかかる事務の執行について	-
東京都港区	交通体系の整備に関連する事業の財務事務の執行について	-
東京都荒川区	日暮里サニーホール及び荒川区ムーブ町屋の管理運営について	-
東京都大田区	保育事業の執行について	-
東京都町田市	町田市の子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について	-
滋賀県甲賀市	市税等歳入の賦課及び徴収に関する事務の執行について	-
大阪府八尾市	外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納その他の事務の執行について	-
山形県	県税の賦課・徴収事務について	改善要望
福島県	学校教育に係る財務事務の執行及び事業の管理について	改善要望
静岡県	債権管理の財務に関する事務の執行について	改善要望
鳥取県	市場開拓局が所管する県産品の販路拡大、輸出促進事業及び『食のみやこ鳥取県』関連事業に関する財務事務の執行について	改善要望
岡山県	観光及びこれに関連する事業に係る財務に関する事務の執行について	改善要望
徳島県	人口減少対策に関する事業全般について	改善要望
愛媛県	①愛媛県の管理する住宅に関する事務の執行について	改善要望
	②工事請負契約に関する財務事務の施行について	
宮崎県	商工観光労働部における財務事務の執行及び管理の状況について	改善要望
広島市	①産業の創造と振興、中小企業の活性化と商店街の振興等に係る事務の執行について	改善要望
	②未収金及び貸付金の管理及び回収に係る事務の執行について	
金沢市	市税に関する財務事務の執行について	改善要望
豊橋市	環境対策の推進に関する施策に係る事務の執行について	改善要望
和歌山市	雇用関連施策に関する財務事務並びに公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター及び公益社団法人和歌山市シルバー人材センターの出納その他事	改善要望
福山市	産業振興及び観光事業に関する事務の執行について	改善要望
高松市	上下水道事業に関する財務事務の執行について	改善要望

包括外部監査について自治体の活用度評価一覧表(平成26年度)

自治体名	26年度監査テーマ		I	II	III	総合評価
			速さ	記載の明確性	説明責任	
岐阜県	1	補助金に係る事務の執行	A	A	A	A
徳島県	1	徳島県の病院事業の財務に関する事務の執行全般並びに地方独立行政法人徳島県鳴門病院の財務に関する事務の執行全般	A	A	A	A
札幌市	1	札幌市立大学について	A	A	A	A
盛岡市	1	保健所に係る財務事務の執行について	A	A	A	A
岐阜市	1	岐阜市の外郭団体	A	A	A	A
豊田市	1	公の施設における指定管理者制度の事務の執行について	A	A	A	A
豊中市	1	公有財産の管理に関する事務の執行について	A	A	A	A
松山市	1	保健所による地域医療行政について	A	A	A	A
久留米市	1	基金の管理と運用について	A	A	A	A
宮崎市	1	宮崎市における補助金の執行状況について	A	A	A	A
那覇市	1	補助金及び交付金、負担金に係る財務事務の執行並びに事業の管理について	A	A	A	A
東京都町田市	1	委託に関する事務の執行について	A	A	A	A
岐阜県羽島市	1	補助金等に関する財務事務の執行	A	A	A	A
大阪府八尾市	1	生活保護事業に関する事務の執行について	A	A	A	A
青森県	1	青森県の子どもを産み育てるための施策及び事業に関する財務事務の執行について	B	A	A	A
秋田県	1	下水道事業特別会計の財務事務について	B	A	A	A
神奈川県	1	神奈川県警察における警察費の執行状況について	B	A	A	A
	2	公益財団法人神奈川県交通安全協会(財政的援助団体等)				
山口県	1	山口県における外郭団体の財務事務の執行について	B	A	A	A
愛媛県	1	健康・医療・福祉の財務に関する事務の執行及び事業の管理について	B	A	A	A
大津市	1	生活保護に関する事務の執行について	B	A	A	A
	2	ごみ処理に関する事務の執行及び事業の管理について				
北海道伊達市	1	伊達市の福祉・社会保障について	B	A	A	A
東京都	1	水道局事業の経営管理について	C	A	A	A
	2	水道局所管の出資団体(東京水道サービス株式会社、株式会社PUC及び水道マッピングシステム株式会社)の経営管理について				
大阪府	1	(住宅まちづくり部を中心に)住宅・まちづくりに関する事業の財務事務の執行並びに大阪府住宅供給公社及び一般財団法人大阪府タウン管理財団の経営事業管理について	C	A	A	A
埼玉県	1	埼玉県の下水道事業における財務に関する事務の執行について	A	A	B	B
	2	公益財団法人埼玉県下水道公社の出納その他の事務の執行について				
滋賀県	1	高等教育機関における財務事務の執行について	A	A	B	B
和歌山県	1	環境対策に関する事業の管理及び財務事務の執行について	A	A	B	B
相模原市	1	生活保護等に関する事務の執行について	A	A	B	B
浜松市	1	中小企業支援事業に関する事務の執行について	A	A	B	B
大阪市	1	市税の事務の執行について	A	A	B	B
神戸市	1	子育てに関する事業	A	A	B	B
青森市	1	委託に関する事務の執行について	A	A	B	B
前橋市	1	指定管理者制度に関する事務の執行について	A	A	B	B
川越市	1	子ども未来部の事業の管理及び財務事務の執行について	A	A	B	B
高槻市	1	教育委員会の事務の執行及び事業の管理	A	A	B	B
枚方市	1	高齢者保健福祉施策及び介護保険事業に関する事務の執行について	A	A	B	B
高松市	1	市税・使用料及び手数料並びに関連する債権管理の事務の執行について	A	B	B	B
岩手県	1	県立試験研究機関に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について	B	A	B	B
栃木県	1	基金に関する財務事務について	B	A	B	B
奈良県	1	農業振興事業に関する財務事務について	B	A	B	B
福岡県	1	高齢者福祉に係る財務事務の執行及び事業管理について	B	A	B	B
長崎県	1	議会費の執行及び議会の議決に付すべき契約等の検証について	B	A	B	B
熊本県	1	農林水産行政に関する財務事務の執行及び事業の管理について	B	A	B	B
大分県	1	委託契約に係る財務事務の執行について	B	A	B	B
川崎市	1	産業振興に関する事業についての事務	B	A	B	B
福岡市	1	消防、防災・危機管理事業に関する財務事務の執行について	B	A	B	B
旭川市	1	産業振興に係わる事業の事務の執行について	B	A	B	B

自治体名	26年度監査テーマ	I	II	III	総合評価
		速さ	記載の明確性	説明責任	
静岡市	1 委託契約の事務の執行について	B	B	B	B
船橋市	1 子育て支援に係る財務に関する事務の執行について	B	B	B	B
北海道	1 道有の複合施設に係る道及び財政的援助団体等の事務の執行等について	C	A	B	B
三重県	1 外部委託に関する事務の執行について	C	A	B	B
鳥取県	1 企業誘致関連事業に関する財務事務の執行について	C	A	B	B
高知県	1 公の施設の指定管理者制度の運用状況について	C	A	B	B
下関市	1 債権の管理と収納事務について	C	A	B	B
大分市	1 上下水道事業に係る財務及び経営管理について	C	A	B	B
新潟県	1 基金の管理と運用について	A	A	C	C
佐賀県	1 農業分野の施策に関する財務事務の執行について ～担い手の育成に関する施策を中心として～	A	A	C	C
新潟市	1 生活保護に関する事務の執行について	A	A	C	C
北九州市	1 公の施設の管理運営及び指定管理者制度について	A	A	C	C
函館市	1 使用料及び手数料等の事務の執行について	A	A	C	C
秋田市	1 外部委託に関する事務の執行について	A	A	C	C
柏市	1 柏市北部地域の整備事業及び柏市土地開発公社における事務の執行について	A	A	C	C
横須賀市	1 子ども・子育て支援事業(子ども育成部)に関する事務の執行について	A	A	C	C
和歌山市	1 財務に関する業務リスクの管理体制の整備について	A	A	C	C
東京都荒川区	1 放置自転車対策事業及び自転車駐車場の管理運営について	A	A	C	C
鳥根県出雲市	1 出雲市立総合医療センターの管理運営状況及び事務の執行について	A	A	C	C
山形県	1 病院事業及び福祉施設の財務事務及び事業の管理について	A	B	C	C
沖縄県	1 沖縄県の議会費は最少の経費で最大の効果をあげているかー政務活動費ー	A	C	C	C
群馬県	1 県出資法人(群馬県が基本金等の4分の1以上を出資する法人)の財務事務の執行及び経営に関わる事業の管理について	B	A	C	C
富山県	1 農業行政に関する事務事業の執行及び管理について	B	A	C	C
石川県	1 保健衛生及び高齢者福祉行政に関する財務事務の執行及び事業の管理について	B	A	C	C
静岡県	1 地方独立行政法人静岡県立病院機構の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	B	A	C	C
岡山県	1 県税の賦課徴収に係る事務の執行について	B	A	C	C
香川県	1 県単独補助金に係る財務事務の執行について	B	A	C	C
堺市	1 廃棄物処理に関連する事業の管理及び事務の執行について	B	A	C	C
広島市	1 下水道事業に係る財務事務の執行について	B	A	C	C
高崎市	1 水道事業、公共下水道事業における財務事務の執行について	B	A	C	C
西宮市	1 公有財産等に関する事務事業について	B	A	C	C
福島県	1 情報発信事業における財務事務執行及び管理運営について	B	B	C	C
長野県	1 中小企業振興施策に係る事業の管理について	B	B	C	C
鳥根県	1 過去の包括外部監査の措置状況について	B	B	C	C
岡山市	1 区役所、支所の事務、事業	B	B	C	C
豊橋市	1 子育て支援及び高齢者福祉に関する施策に係る事務の執行について	B	B	C	C
愛知県	1 情報システムに関する財務事務の執行について	B	C	C	C
	2 健康の保持・増進に係る施策に関する財務事務の執行及び当該施策に関連する主要な財政的援助団体に関する財務事務について				
兵庫県	1 県が所管する社会福祉法人の財務事務の執行及びその指導監査について	B	C	C	C
いわき市	1 水道事業(簡易水道を含む。)、下水道事業における財務事務の執行及び管理運営について	B	C	C	C
宇都宮市	1 生活保護及び自立支援施策に関する事務の執行について	B	C	C	C
岡崎市	1 市税及び国民健康保険料に関する事務の執行について	B	C	C	C
鹿児島市	1 鹿児島市内の「公の施設」における指定管理者制度の運用状況等について	B	C	C	C
広島県	1 公立大学法人県立広島大学に関する事務の執行及び経営の管理について	C	A	C	C
東大阪市	1 一般会計等における委託料に係る事務の執行について	C	A	C	C
東京都江東区	1 特別区民税及び国民健康保険料の賦課・徴収・債権管理に係る事務の執行について	C	A	C	C
京都府	1 未収金に関する事務の執行及び管理について	C	C	C	C
宮崎県	1 教育委員会に係る財務事務の執行について	C	C	C	C
東京都港区	1 防災、危機管理及び生活安全に関する事業の財務事務の執行について	C	C	C	C

自治体名	26年度監査テーマ	I	II	III	総合評価
		速さ	記載の明確性	説明責任	
茨城県	1 企画部の財務事務及び関連団体の経営管理について	A	D	D	D
山梨県	1 山梨県の実施する高齢者福祉関連事業及び少子化対策関連事業に係る事務の執行及び事業の管理について	A	D	D	D
鹿児島県	1 鹿児島県の環境施策に関する事業の管理及び財務事務の執行について	A	D	D	D
仙台市	1 市民局に係る財務事務の執行と管理運営について	A	D	D	D
さいたま市	1 国民健康保険事業及び介護保険事業に関する事務の執行について	A	D	D	D
	2 市立高等学校の管理と運営について				
名古屋市	1 公の施設の管理・運営について	A	D	D	D
長野市	1 公共施設の有効利用と管理について	A	D	D	D
姫路市	1 公の施設に係る管理運営及び指定管理者制度の事務等の執行について	A	D	D	D
宮城県	1 県下水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について	B	D	D	D
千葉県	1 県が出資する公益財団法人の事務事業の執行等及び出資、財政的援助等に伴う所管課の関与について	B	D	D	D
福井県	1 少子高齢化対策の財務に関する事務の執行について	B	D	D	D
千葉市	1 市が出資する公益財団法人(8法人)及び財政的援助を与えている公益社団法人(2法人)の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について	B	D	D	D
横浜市	1 観光・創造都市戦略の推進事業に関する財務事務の執行について	B	D	D	D
京都市	1 京都市における観光振興政策及び文化・芸術の発信並びに伝統産業の育成に係る事業について(関連施設・外郭団体の運営管理を含む)	B	D	D	D
熊本市	1 公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について	B	D	D	D
郡山市	1 介護保険及び高齢者生活支援サービス等に係わる事務の執行について	B	D	D	D
八王子市	1 指定管理者制度に関する事業の事務の執行について	B	D	D	D
富山市	1 富山市の水道事業及び工業用水道事業における財務事務及び管理運営について	B	D	D	D
金沢市	1 健康増進に関する事務の執行について	B	D	D	D
尼崎市	1 尼崎市教育委員会に関する事務の執行について	B	D	D	D
奈良市	1 業務委託、工事、物品購入などの公共調達について	B	D	D	D
長崎市	1 高齢者に関する行政について	B	D	D	D
	1 倉敷市建設局の事務の執行について				
	2 私債権(非強制徴収公債権を含む)の管理回収について				
倉敷市	3 倉敷市下水道事業について	C	C	D	D
	1 高齢者施策に関する事務の執行について				
高知市	1 公の施設の使用料のあり方について	C	D	D	D
福山市	1 公の施設の使用料のあり方について	E	E	E	E

※ 都道府県、政令市、中核市、条例自治体の区分は、平成29年度のものである。

※ 平成18年度～平成26年度分は、DVDに収録

平成28年度 包括外部監査 総括表(優秀賞分)

青 森 県	倉成 美納里	公認会計士	倉成会計事務所	総務部行政経営管理課				12,879,000	
	補助者記載・資格分布	有	弁護士	公認会計士	6	税理士	その他	計 6 名	
オンブズマン大賞	1.	青森県の食育及び食品ロスに関する施策及び事業の財務事務の執行について (概要8頁)						212	
指摘事項等の数	指摘事項(結果)	41	意見	75					
内 容	<p>1 県の「食育」及び食品ロスに関する、3ヶ部・庁（13ヶ課）及び4ヶ出先部局の27ヶ（細分類すると35ヶ）事業について監査。監査視点については、合規性・3Eに加えて、「監査人に期待される役割として、不適正事務に対する批判的機能を重視し」、金額の重要性の如何にかかわらず執行の正確性・真実性・正当性・目的性を意識し、事業評価・PDCAサイクルの視点からも批判性重視の立場から監査したとする。指摘は「不当事項」（監査人が特に需要と考え、再発防止策を速やかに講じるべき事項。9ヶ）と「その他の指摘事項」（32ヶ）に区分する。また、指摘・意見に加えて「総合意見」（1ヶ）と「食育推進施策の推進の課題（私見）」（20項目）を記述する。指摘・意見は監査対象の全般にわたり、抽出事項のない部課はない。個別事業の監査結果をフィードバックして「総論」に要点別にまとめている。とりわけ、①事業別収支予算・決算の趣旨が損なわれているとして、14項目の具体的な詳細な改善提案をし、②外部主体との協力体制（「人財」）の不十分による事業低迷の課題、③随意契約事務の不透明性、非競争性、連年契約による責任の不明確化等の問題、を強調している。</p> <p>2 監査人の基本的視座・監査手順等が報告書に明示されており、監査対象についての監査人の関心の所在や程度が明瞭に示されている。明確な視点に立ち、広範囲にわたって精力的な監査を行っている。指摘・意見は対象事業の全般にわたり、問題点の抽出は多角的で経理・事務的事項に限られず事業運営そのものに係るものをも多数含んでいる。問題点の説明は詳細、指摘・意見は直截かつ具体的で、活用性が高い。 緻密で活用度の高い、優れた監査であり、ぜひ指摘・意見にとどまらない活用を行ってほしい。 なお、指摘・意見は概要版にも（これしか読まない読者もいそうなので）全部記載してほしい。</p>								
岐 阜 市	芝 英則	弁護士	ティアレ法律事務所					11,935,000	
	補助者記載・資格分布	有	弁護士	6	公認会計士	1	税理士	3	その他
オンブズマン大賞	1.	岐阜市の債権 (概要27頁)						586	
指摘事項等の数	指摘事項(結果)	254	意見	117					
内 容	<p>1 市の債権にかかる事務の執行を網羅的に監査。市の全庁を対象にした債権調査票を利用して全債権を洗い出したうえで、財政部税制課、同納税課、岐阜市債権管理調整会議担当課（21課）および関連担当課については個別監査し、書類確認やヒアリングを実施。過去の包括外部監査の措置状況の検証も行う。</p> <p>2 債権の発生、回収、回収緩和、日常管理、消滅の各段階ごとに監査項目を設定し、かつ、債権を強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権に区別し検討。各債権について、債権の概要等→監査の手続等→事実関係→規範→結果の順で記載。非常に整理されており、読みやすく分かりやすい。結果（指摘・意見）の記載は、端的でありながら、書式や案文を示すなどもして具体的な記載であり、また担当課も明示されているため、活用性は高い。また、その取組みが他課の参考になると考えられた「参考報告」の記載は、取り組みやすく活用しやすい。</p>								

監査対象事項分類表(平成28年度)

対 象 分 類		自 治 体 名
1	税・国保料・収入金・手数料	山形県、新潟県、愛知県、前橋市、金沢市、豊田市、滋賀県甲賀市
2	財産管理(物品・現金・基金)	和歌山県、香川県、福岡市(1)、高崎市
3	不動産・施設管理 施設(スポーツ・文化・図書館・福祉・公園・動物園)、指定管理者	三重県、広島県、神戸市、○熊本市、函館市、東大阪市、尼崎市、東京都荒川区、東京都江東区
4	債権・債務 (貸付金・未収金・資金・債権管理・地方債・借入金・債務保証・損失補償)	○千葉県、静岡県、香川県、新潟市、広島市(2)、前橋市、★岐阜市
5	医療・保健(病院・保健所)	○宮城県、埼玉県、兵庫県、大分県、越谷市、柏市、○八王子市(2)、横須賀市、豊中市、枚方市
6	教育 (学校(幼・小・中・高・大)、教育委員会・学校給食、保育園等)	秋田県、福島県、石川県、長野県、島根県、○川崎市、京都市、北九州市、○宇都宮市、姫路市、○久留米市、佐世保市(1)、○大分市
7	試験研究機関	福井県、○滋賀県、京都府
8	部局・出先機関	茨城県、○東京都、宮崎県、沖縄県、姫路市、○倉敷市
9 公 営 事 業	公営事業(特別会計を含む)	
	I 上下水道・農工業用水	岩手県、奈良県、仙台市、旭川市、盛岡市、秋田市、大津市、高松市、高知市
	II 交通・道路・港湾・河川	茨城県、富山県、横浜市、船橋市、東京都江東区
	III 農林水産・土地改良	
	IV 産業振興・市場・観光・まちづくり	長野県、○岐阜県、鳥取県、岡山県、福岡県、長崎県、宮崎県、○鹿児島県、広島市(1)、青森市、福山市、松山市
	V 環境・ごみ・清掃・衛生	大阪府、札幌市、豊橋市
	VI 住宅	愛媛県(2)
	VII 公営ギャンブル	福岡市(2)
	VIII 土地区画整理・市街地開発事業	郡山市
IX 電気・ガス事業	岩手県、大津市	

10	特別会計	熊本県
11	外郭団体 (公社・財団・社団・社会福祉・ 出資法人・第三セクター・株式会 社)	○神奈川県、大阪府、香川県、○千葉市、京都市、 富山市、和歌山市、大阪府八尾市
12	補助金・寄付金・負担金・交付金	○群馬県、高知県、○相模原市、長野市、奈良市、 呉市、長崎市
13	契約・入札・請負・委託	北海道、○山梨県、愛媛県(1)、佐賀県、○浜松市、 ○八戸市、○宮崎市、○那覇市
14	人件費、福利厚生、職場環境	佐世保(2)
15	議会・政務活動費	
16	情報システム	岡崎市
17	I 生活保護・自立支援・就労支援	○鹿児島県、和歌山市
社 会 福 祉	II 子育て・保育園等・児童・高齢 者・障害者・介護・人口対策	○栃木県、山口県、徳島県、大分県、沖縄県、○ 千葉市、○静岡市、名古屋市、岡山市、いわき市、 ○高槻市、和歌山市、○倉敷市、下関市、○大分 市、鹿児島市、東京都大田区、○東京都町田市
18	消防・警察	堺市
19	過年度外部監査に対する自治体 の措置状況	西宮市
20	防災・危機管理・安全	大阪府、さいたま市、川崎市
21	食育・食品ロス	★青森県
そ の 他	受託事業	京都府
	区役所・支所	大阪市
	要綱	○八王子市
	交通体系整備	東京都港区

※本年は昨年から、少し分類型を変えた。

※太字は、オンブズマン大賞・活用賞のもの（オンブズマン大賞には★、活用賞には○をした）

※上記分類は、形式的なテーマ名にはこだわらず、実質的に他の分野に関連するものは該当する分野
にも表示している

◆包括外部監査の活用10箇条◆

1. まず包括外部監査を以下「料理」に例え、比喩的にコメントします。

- ①店（都道府県市町村区122店）捜せば出てくる 美味しい料理（2761品）
- ②メニューと調理法 学べぬものなし（テーマと検討、対処法は多種多様）
- ③材料吟味と味付け（あなたの頭と足で）
- ④おいしさは第1に真実せまるもの（事実調査度）
- ⑤おいしさは第2に行政意義をただすもの（有効性）
- ⑥おいしさは第3にルールの特検度（適法性）
- ⑦おいしさは第4に喜ぶ市民と程度（効率性）
- ⑧安くておいしい これぞ醍醐味（経済性）
- ⑨見た目も食べたくなるもの（判りやすさと取り組みやすさ）
- ⑩我が家の料理に活かせるもの（我が自治体への活用度）

2. 難しい報告書の易しい読み方…（報告書入手：DVD-ROMと自治体のホームページ）

- ①関心のあるテーマのものから読む
- ②近い（市町村・都道府県と自治体規模）ものから読む
- ③知っている類似問題を探そう
- ④対象をめぐる法と条例、規則は？ その法の目的は？
- ⑤対象の行政はどういう手続をとっているか（必要か）
- ⑥監査人はどこが悪いとっているか
- ⑦監査人はどうすればよいと指摘したり、意見を述べたりしているか
- ⑧監査人の具体的な指摘・提言でよくなるか考えよう
- ⑨監査人はどんな調査（検査）で述べているか、自分で調べるために
- ⑩読んで判らず、聞いても判らぬものは、無理に読む価値もない

3. 監査報告書の活用法（市民編…課題）

- ①改善を求めた指摘・意見はどう対応措置されたか聞き視て調べよう
- ②解決していないものは今後の追加措置を要望しよう
- ③違法・不当で自治体への損害回復は必要ないか調べよう
- ④不明な点は情報公開で追加調査しよう
- ⑤住民監査や住民訴訟に使えるか検討しよう
- ⑥他の自治体の指摘点は我自治体でもあるのではとマネして調べよう
- ⑦調べて④→③→⑤の順でやる価値があればやってみよう
- ⑧自治体の未来へ活かす方法は必ずある
- ⑨マニフェスト（政権公約）化へ求める方法はないか
- ⑩自治体を学ぶ市民の実践テキストにしよう

4. 監査報告書の活用法（議員編）

- ①監査報告への勉強・質疑（監査人と行政へ）
- ②類似テーマ監査のアクセス（通信簿も入手）
- ③行政課題と問題的把握の速習法（3Eや適法性）
- ④必要テーマへ調査研究費を使う
- ⑤マニフェスト（公約）「事業仕分け」に使えるものを捜す
- ⑥市民・業者の不当な要求にこういう辛口意見もあると教え、牽制する
- ⑦補助金、委託契約、援助団体に「気」をつける
- ⑧不当な既得権に加担、近寄らぬ信号にする
- ⑨財政の根拠と共に自治体改革（地方主権・地方分権）の未来を語ろう
- ⑩学んだ正しいことは自分の意見として有権者へ話そう

外部監査制度のあらまし

	包括外部監査	個別外部監査
趣旨	①地方公共団体の監査機能の独立性・専門性の強化 「独立性」は契約によることで担保 「専門性」は弁護士、公認会計士等と契約することで担保 ②地方公共団体の監視機能に対する住民の信頼性の向上	
特徴	外部の専門家との契約にもとづく監査 ・財務監査の外部化【法で義務づけ】 ・財務援助団体等に対する監査の外部化【条例により導入】 対象団体 ①県が財政的援助を与えている団体 ②県が出資しているもので政令で定める団体 ③県が借入金の元金または利子の支払いを保証している団体 ④県が受益権を有する信託で政令で定める団体 ⑤県が公の施設の管理を委託している団体	・請求・要求に基づく監査の外部化【条例により導入】 ①有権者の50分の1以上の署名による事務監査請求 ②議会からの監査の請求 ③長からの監査の請求 ④長からの財政援助団体等の監査の要求 ⑤住民からの監査の請求 ※①～④について外部監査によるか否かは監査委員の意見を踏まえ議会が判断 ⑤については監査委員が判断
適用団体	都道府県、政令指定都市、中核市(人口30万以上)→法で義務づけ 他の地方公共団体(市町村) →条例で定めた会計年度について導入	全地方公共団体→条例により導入
外部監査契約		
相手方	自然人1人に限る 弁護士、公認会計士、会計検査院・監査委員OB等、(必要と認めるときは)税理士	
締結時期	毎会計年度当初	請求・要求の都度
終期	当該年度末(法定)	個々の契約で決定
内容	地方自治法 第2条14項(住民の福祉の増進、最小の経費で最大の効果) 15項(組織および運営の合理化、規模の適正化) の趣旨を達成するための監査と結果報告 ※最低1回は義務付け	請求・要求にかかる事項の監査と結果報告
監査対象	外部監査人が自らの見識に基づき選定したテーマ	外部監査によることを請求・要求されたテーマ
議決	必要	必要(包括外部監査人と契約する場合は不要)
制限	同一人と連続契約するのは3回まで	
補助者	予め監査委員と協議し、補助者を使用できる	
関係人調査	予め監査委員と協議し、関係人の出頭、調査、書類等の提出を求めることもできる	

平成19年6月「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、
 (1)包括外部監査人による、①普通会計の財政健全化調査、②公営企業会計の経営健全化調査、③財政健全化団体・財政再生団体・経営健全化団体の監査、
 (2)個別外部監査人による財政健全化計画、財政再生計画、経営健全化計画に対する長の要求による監査も導入されている。